

令和6年度ダイバーシティ経営導入推進アドバイザー派遣事業業務委託
公募型企画提案 質問への回答

質問1 仕様書3(1)キ

「令和6年度が、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の期間中」の企業は、それぞれ女性の活躍推進又は子育てとの両立支援に係る取組を支援するアドバイザー派遣の対象としないこと。」とあるが、過去に一般事業主行動計画を策定したことがあるが、令和5年度以前に計画期間が終了し、更新をしていない企業は、新規取組支援企業として対象としてよいか。

回答

多様な人材活躍新規取組企業支援は、多様な人材が働きやすい就労環境の整備等に「新たに取り組む」企業を対象としているため、一般事業主行動計画を再度策定する場合は支援の対象外となります。

なお、令和6年度が女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の期間中の企業であっても、高齢者や外国人が働きやすい環境整備に新たに取り組む場合は、支援対象となります。

質問2 仕様書3(2)カ

「同一制度の導入支援は～対象としないこと」とあるが、令和5年度に(2)多様な働き方導入支援を活用した企業でも、(ア)～(オ)の中で、前年と導入したい制度が異なる場合は、今年度も支援対象となる認識でよいか。

回答

前年度(2)多様な働き方導入支援を活用した企業であっても、前年度に導入支援を実施した制度でなければ支援対象となります。

質問3 仕様書3(4)ア

「アドバイザー派遣先企業の募集についてのチラシを作成すること。」とあるが、3-(1)多様な人材活躍新規取組企業支援、(3)女性活躍ステップアップ企業支援の募集を1枚のチラシにまとめて掲載して問題ないか。

回答

問題はありません。ただし、チラシ案が完成しましたら県と協議願います。

質問4

アドバイザー派遣事業を広く周知するため、委託先や再委託先であるアドバイザーがSNSを通じて、活用された企業の声やアドバイザーの声を、契約期間中に発信することは問題ないか。

例：「静岡県のアドバイザー派遣事業で、女性活躍のための行動計画策定をサポートさせていただきました。(製造業:従業員数50名)」など。(掲載内容に

については企業の承諾を前提とする)

回答

企業の承諾を前提としていけば問題はありません。ただし、掲載内容については、発信前に県へ事前に御連絡願います。